

審 査 基 準

1 評価方法について

審査委員は、提出された申請書等及びヒアリングにより、「事業評価」及び「価格評価」の採点を行います。

2 審査基準について

ア 事業評価

(1) 申請者から提出された書類により、以下の項目について審査を行います。

なお、事業評価の配点は審査委員1人あたり200点とします。

【A－１】事業計画書の内容が、市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること（指定手続条例第３条第１号）

審査項目	審査内容	配点	
施設の設置目的及び市が示した管理の方針	施設の設置目的に合致した内容であるか	8	40 点 （※１）
	市の管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	4	
	団体の経営理念等は適切なものであるか	4	
平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	事業内容等に偏りがいないか	4	
	利用者の公平な利用への配慮があるか	4	
目標指標を達成するための方策やサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取組内容は適切か	8	
	募集要項に示した内容の提案は適切か	4	
	自主事業の提案は市が意図した企画となっているか	4	

【A－２】事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること（指定手続条例第３条第２号）

審査項目	審査内容	配点	
利用者増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	広報計画の内容が適切か	4	60 点 （※１）
	利用増への取組内容が効果を期待できるものであるか	8	

		地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか	8	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか	8	
		求めている内容が事業計画書で提案されているか	8	
		施設管理、安全管理は適切か	8	
		危機管理体制及び防災に関する研修・訓練計画は適切か	8	
		維持管理は効率的に行われているか	8	

【A－3】事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること（指定手続条例第3条第3号）

審査項目	審査内容	配点	
収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	8	40点 (※1)
	収支計画の実現可能性はあるか	8	
安定的な運営が可能となる組織体制	職員体制は十分か	4	
	職員採用・確保等の方法は適切であり、十分な見通しがあるか	4	
	職員の指導育成・研修体制等により能力の確保が図られているか	4	
安定的な運営が可能となる経理的基盤	団体の財務状況は健全であるか	8	
	金融機関や出資者等の支援体制は十分か	4	

【A－4】公の施設の設置の目的を効果的に達成するための基準（指定手続条例第3条第4号）

審査項目	審査内容	配点	
類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか	8	28点 (※1)
地域振興	地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加等による地域貢献の取組みが提案されているか	4	
	地元人材の雇用や障害者等の雇用への取組及び男女共同参画の推進に向けた取組がなされているか	4	

		再委託や物品調達など市内事業者の積極的な活用に配慮がなされているか	4	
	地球環境に配慮した取組	地球環境に配慮した取組みが提案されているか	4	
	その他新たなサービス展開や地域活性化への提案	新たなサービス展開に向けた提案や地域活性化につながる提案等があるか	4	
【A－5】 その他A－1 から4 までの項目を総合的に達成するための方策及び取組（指定手続条例第3条第4号）				
審査項目		審査内容	配点	
情報保護の取組		個人情報等の保護及び情報管理に関する取組は適切か	4	32 点 （※1）
衛生管理対策		衛生管理対策に関する具体的な取組は適切か	4	
年間スケジュール		自主事業等を含めた年間スケジュールは実効性のあるものとなっているか	4	
管理運営業務の移行計画		団体の移行計画（組織体制の確保、職員研修計画、現管理団体からの業務引継ぎ等）は適切なものか	4	
現に従事している職員の雇用についての考え方		現に施設管理に従事している職員の雇用に係る考え方は、効率的な管理運営を踏まえた上で適切か	4	
自主事業等その他の提案事項		自主事業等その他の提案事項は適切で、実現可能性はあるか	4	
利益処分計画 （利益の配分など）		施設の管理運営により利益が生じた場合の利益の取扱い	4	
リスク分担		市とのリスク分担に関する考え方は適切なものか	4	
A 事業評価点（各審査委員の採点の合計点）				

(※1) 審査委員1人の配点

(2) 事業評価における採点基準

事業評価の項目ごとに審査委員 1 人当たりの配点を下記の【採点の基準】で定めた点数で採点します。

採点の基準		配点 4 点	配点 8 点
A	特に優れている (要求水準を大きく上回る)	4 点	8 点
B	優れている (要求水準を上回る)	3 点	6 点
C	普通 (要求水準を満たしている)	2 点	5 点
D	劣っている (要求水準は満たしているが具体性に欠ける)	1 点	1 点
E	該当しない (要求水準を満たさない)	0 点	0 点

イ 価格評価

- (1) 価格評価の配点は委員一人あたり50点とします。
- (2) 算出された価格評価点の小数点以下は切上げるものとします。
- (3) 価格評価点の演算式は以下のとおりとします。

【B－1】

$$\text{得点} = \frac{\text{最低提案価格}}{\text{当該申請者の提案価格}} \times 50 \text{ 点 (※1)}$$

- (※1) 審査委員1人の配点
- (※2) 最低提案価格は、提案価格の最も小さい応募者の価格とする。
- (※3) 最低提案価格、提案価格はそれぞれ指定期間の合計値で算出とする。

3 最低制限基準

最低制限基準は審査委員が満点をつけた場合の合計得点の60%です。
申請者が1者しかない場合でも、最低制限基準に満たない場合は選定されず、再度募集等を行います。

【最低制限基準】（事業評価の配点＋価格評価の配点）の60%とする。